

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和7年2月6日付け尼崎市立児童ホーム利用不許可決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が令和7年2月21日付けで提起した審査請求（令和6年度審査請求第32号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

1 審査請求人による申請

審査請求人は、令和6年11月19日、尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例（平成26年尼崎市条例第26号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、尼崎市長（以下「処分庁」という。）に対し、同日付けの児童ホーム入所申請書を提出して、処分庁の管理に係る尼崎市立児童ホーム（以下「児童ホーム」という。）のうちのひとつである尼崎市立A児童ホーム（以下「A児童ホーム」という。）に審査請求人を保護者とする児童（以下「本件児童」という。）に係る当初利用許可（許可期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日までとするもの）を求めて、令和7年度の児童ホームの入所児童の一次募集（以下「7年度一次募集手続」という。）の申請をした。

2 処分庁による不許可決定及び同決定の通知

7年度一次募集手続に係る当初利用許可の申請期間の末日（令和6年12月13日）時点において、当初利用許可を申請した者（児童ホームの利用資格を有する者に限る。）に係るA児童ホームに入所させようとする児童の数が、令和7年度においてA児童ホームに入所することができる児童の数（以下「7年度入所可能人数」という。）を超過していた。

そのため、処分庁は、尼崎市立児童ホーム入所基準（尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年尼崎市規則第36号。以下「施行規則」という。）第6条第2項の市長が別に定める基準をいう。）に基づき、当初利用許可を受けべき者に係る施行規則第6条第1項第2号の選考を実施した。その結果、仮に本件児童をA児童ホームに入所させると7年度入所可能人数を超過することになることを受けて、処分庁は、審査請求人に対し、条例第6条第3項第3号に掲げる事由（「その他児童ホームの管理上支障があるとき。」）に該当するとして、本件処分を行い、その旨を令和7年2月6日付けの尼崎市立児童ホーム利用不許可決定通知書（以下「本件通知書」という。）により通知した。

3 審査請求人による審査請求

審査請求人は、令和7年2月21日、本件処分の取消しを求め、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 処分庁による中途利用許可決定

処分庁は、令和7年4月30日、当初利用許可を受けている者からの利用を止める旨の届出を受け、同人を保護者とする児童に係る当初利用許可を同年6月1日をもって取り消す旨の決定を行った。

この決定により、同日から7年度入所可能人数に欠員が生じることとなった。

処分庁は、A児童ホームの利用許可に係る待機順番（入所可能人数に欠員が生じたなどの理由により児童ホームの利用が可能となった場合に、優先的に当該児童ホームの利用の許可の申請の案内を受けられることができる順番）が1番であった審査請求人に対し、同年5月2日、本件児童に係る中途利用許可（許可期間を同年6月1日から令和8年3月31日までの期間とするもの）の申請が可能である旨案内した。

審査請求人が、令和7年5月7日、処分庁に対し、本件児童に係る中途利用許可の申請をしたことから、処分庁は、同年5月12日、審査請求人に対し、本件児童に係る中途利用許可の決定（以下「本件許可決定」という。）を行い、同日、その旨を記載した尼崎市立児童ホーム利用許可決定通知書を送付した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 具体的な不許可理由が明らかにされていないこと

本件通知書には、不許可理由として「尼崎市児童ホームの開設及び管理に関する条例第6条第3項第3号の規定に該当するため（当該施設は定員を超える申し込みがあり、条例第7条に基づく選考をした結果、利用許可できなかったため）」と形式的な文言のみが記載され、具体的な理由が示されていない。

(2) 尼崎市立児童ホーム入所基準の不合理な算出方法による不利益

尼崎市立児童ホーム入所基準には、基本指数（労働）の算出方法として「本市所定の在職証明書に記載された月平均勤務日数と平均終業時刻」を用いるとあるが、フレックスタイム制の場合の具体的な取扱いやその他の指数との関連性についての

詳細な説明がなされていない。また、このような算出方法は、日中の労働時間や労働密度を考慮せず、単に終業時刻が遅いほど有利になるという不合理なものである。

尼崎市立児童ホーム入所選考基準は、保護者に対して不利な働き方を選択することを強いるものであり、多様な働き方を認めない制度設計になっていると言わざるを得ない。

(3) 憲法・児童福祉法上の権利侵害

学童保育の利用は、児童の健全な育成を保障するとともに、両親の就労を支援する上で重要な要素であり、これを不許可とすることは、児童ホームの利用を許可された他の児童と比較して、本件児童が著しく不利益な状況に置かれていることを意味し、明白な不平等が存在する。学童保育を利用できないことで、本件児童の両親が就労困難となり、生活が困窮する可能性もある。

これらの状況は憲法第13条（個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する権利）、憲法第14条（法の下での平等）、憲法第25条（生存権）、児童福祉法第1条（児童の権利擁護）に違反する疑いがある。

(4) 以上の理由から、本件処分は速やかに取り消されるべきである。

(5) 処分庁の弁明に対する反論

本件処分により勤務形態の変更とそれに伴う具体的な不利益が発生・継続しており、経済的・精神的負担も発生した。また、行政運営の適正化及び将来的な紛争予防の必要性もある。

以上の理由から、法律上の利益が喪失しているとはいえない。

2 処分庁の弁明

行政不服審査法に基づき処分の取消しを求める審査請求は、処分の取消しを求める者がその処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有している必要がある。

児童ホームの利用許可（条例第6条第1項）により、その申請者は、その許可期間（条例第8条参照）においてその監護する児童に係る児童ホームの利用を行うことができることから、本件処分の取消しにより得られる法律上の利益とは、審査請求人が本件児童に係る当初利用許可を受けてその許可期間において本件児童に係るA児童ホームの利用を行うことを期待し得る法的地位（以下「本件法的地位」という。）を得るということである。

本件において、処分庁が本件許可決定を行ったため、審査請求人は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までの期間においては、本件児童に係るA児童ホームの利用を行うことができ、本件法的地位を得ている。

一方、令和7年4月1日から同年5月31日までの期間については、現時点で当該期間を経過しているため、当該期間に係る利用許可決定を受ける必要性がない。ゆえに、この期間においても、審査請求人には法律上の利益がない。

審査請求人には本件処分の取消しを求める法律上の利益がないことから、本件審査請求は、不適法なものとして、速やかに却下されるべきである。

理 由

1 審査請求の利益の有無について

本件処分は条例第6条第1項の児童ホームの利用許可に係るものであるところ、審査請求人は、令和7年5月12日、処分庁から本件許可決定を受け、令和7年6月1日から令和8年3月31日までの期間において児童ホームを利用することができるに至っている。

それゆえ、現時点においては本件処分を取り消しする実益がなく、審査請求の利益がない。

この点につき、審査請求人は、①本件処分により勤務形態の変更とそれに伴う具体的な不利益が発生・継続している、②経済的・精神的負担も発生した、③行政運営の適正化及び将来的な紛争予防の必要性もあるなどと主張するが、いずれも行政不服審査法に基づく審査請求とは別個の法律問題であるため、上記結論を覆す理由にはならない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、主文のとおり裁決する。

以 上

令和7年10月21日

審査庁 尼崎市長 松本 眞